

# 消費生活だより

～くらしのワンポイント～

企画調整課 生活安全係  
☎22-1152

## ATMを操作しても給付金はもらえません

新型コロナウイルス感染症対策の一環として10万円の現金給付が始まり、これに便乗した詐欺が発生しています。

役場職員のふりをして連絡してくるかもしれません。「手続きの期間が過ぎている」などと慌てさせるかもしれません。給付金の受け取り手続きのため、携帯電話とキャッシュカードなどを持ってATMに行くよう誘導するかもしれません。

ATMを操作しても給付金はもらえません。電話で「給付金を受け取るためにATMに行つて」と言われたら、それは詐欺です。そのまま電話を切ってください。また、相手から指示された電話番号に電話をかけるのはやめましょう。

不安な場合は、ATMに向かう前に、周囲に相談したり、消費生活相談窓口にご相談したりして、被害防止をしましょう。

## 6月の消費生活相談(専門相談員による面談)

西濃6町のどこでも相談ができます(予約優先)。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	6/ 2(火)、16(火)	22-1152
関ヶ原町	6/ 9(火)、23(火)	43-0070
養老町	6/ 1(月)、15(月)	32-1108

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
神戸町	6/ 8(月)、22(月)	27-3111
輪之内町	6/ 4(木)、18(木)	68-0185
安八町	6/11(木)、25(木)	64-3111